

取引Gメン(取引調査員) の訪問調査



下請法・下請振興法が
取適法・振興法に
下請Gメンが取引Gメンに
変わりました!

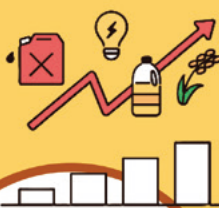


お電話でお話をお伺いすることがございます

受託取引における悩みや改善したいことはありませんか?
ぜひ中小企業の皆様の声をお聞かせください



一方的に
値引きを
要請される



コストが
上がっても
価格転嫁
できない



金型の
保管料を
負担してく
れない



納品から
60日以内に
現金化され
ない

伺ったご意見はルールづくり等に反映していきます

国

取引適正化のための
法律や基準(※1)などの改正

業界団体

自主行動計画(※2)の策定や改訂

※1 国が適正取引推進のため策定した業種ごとのガイドライン/「中小受託取引適正化法運用基準」「受託中小企業振興法 振興基準」 など
※2 各業界団体が取引適正化と付加価値向上に向け策定した「自主行動計画」

「取引Gメン」によるヒアリングに関するお問い合わせは、各経済産業局 取引Gメンヒアリング担当まで

北海道 011-700-2251

中部 052-951-2860

四国 087-811-8564

東北 022-217-0411

近畿 06-6966-6038

九州 092-482-5590

関東 048-600-0324

中国 082-224-5745

沖縄 098-866-0035

中小企業庁 取引課 取引調査室 03-3501-3649

令和8年5月